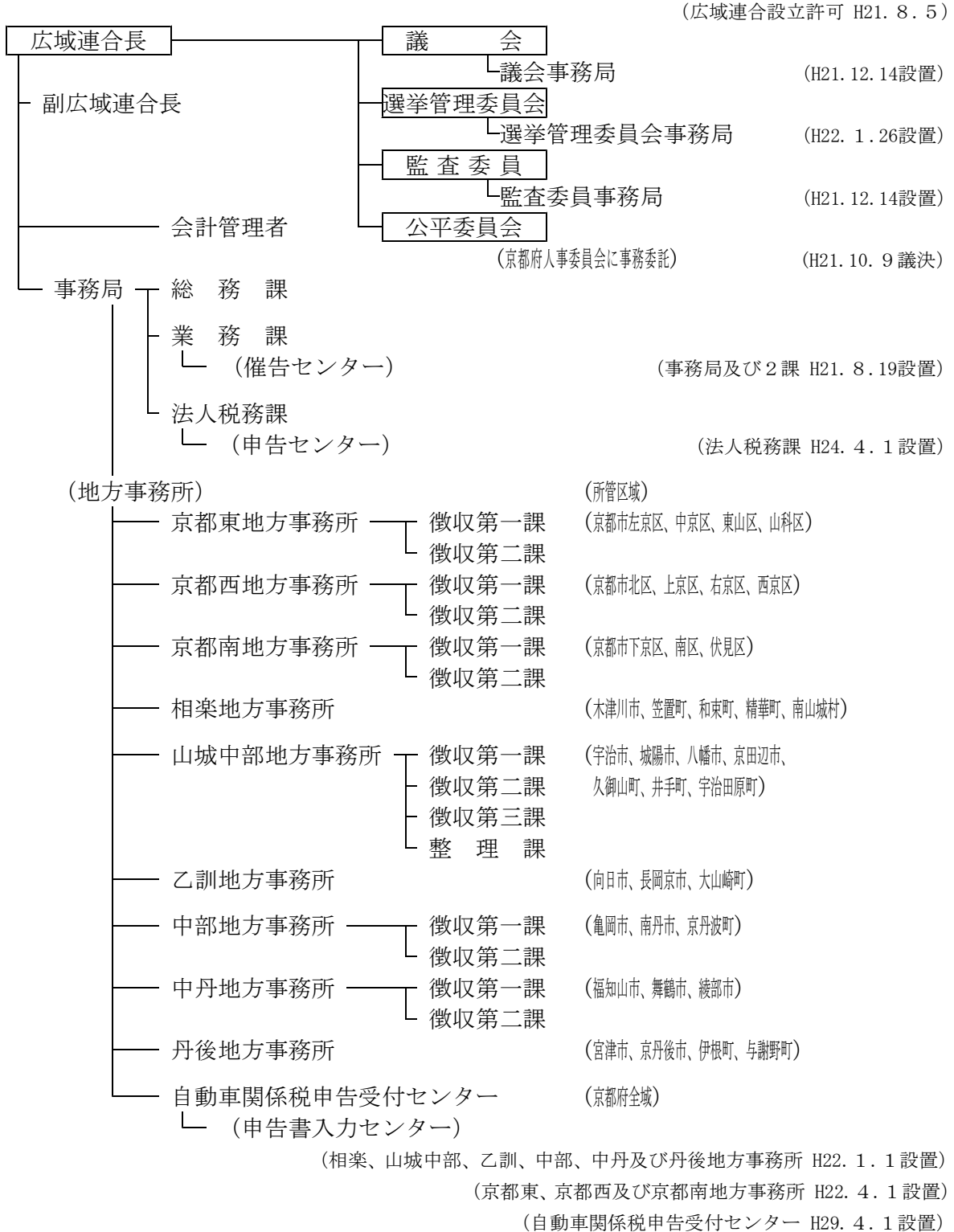


京都地方税機構の人事行政の運営等の状況

令和4年12月

第1 組織等

1 組織



## 2 職

### (1) 広域連合長の事務部局

事務局		地方事務所		職務の級
職	職務	職	職務	
事務局長	すべての事務を統括し、職員を指揮監督する。			8級
事務局次長	事務局長を補佐し、必要があるときはこれを代理する。	地方事務所長	所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	6～7級
課長	上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	自動車関係税申告受付センター長	センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	※センター長については6級のみ
参事	上司の命を受け、課の特定の事務を掌理し、その事務につき関係職員を指揮監督するほか、必要があるときは課長を代理する。	参事	上司の命を受け、所の特定の事務を掌理し、その事務につき関係職員を指揮監督するほか、必要があるときは所長を代理する。	6級
主幹	上司の命を受け、担当事務の処理に当たるほか、課の特定の事務を総括整理する。	次長	上司の命を受け、所長を補佐し、所の事務を総括整理する。	4～5級
		課長	上司の命を受け担当事務の処理に当たるほか、課の事務を総括整理する。	
		主幹	上司の命を受け、担当事務の処理に当たるほか、所の特定の事務を総括整理する。	
主任主査	上司の命を受け、担当事務の処理に当たるほか、専門的事項又は重要な事項をつかさどる。	主任主査	同左	5級
主査	上司の命を受け、担当事務の処理に当たる。	主査	同左	3～4級
主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。	主事	同左	1～2級

### (2) 議会、選挙管理委員会及び監査委員の事務部局

議会、選挙管理委員会及び監査委員の事務部局の職員については、京都地方税機構職員定数条例（平成21年京都地方税機構条例第9号）第2条第2項の規定により広域連合長の事務部局の職員がこれを兼ね、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の3の規定により各事務部局の事務に従事させている。

## 第2 人事行政の運営状況

### 1 任免及び職員数に関する状況

京都地方税機構（以下「機構」という。）は、京都府及び京都市を除く京都府内市町村（以下「構成団体」という。）をもって組織しており、機構職員は、地方自治法第292条において準用する同法第252条の17に基づく各構成団体からの派遣職員（以下「派遣職員」という。）で構成している。

#### (1) 常勤職員数（令和4年度）

（単位：人）

区分 (派遣元 構成 団体名)	所属名・派遣職員数													計
	事務局			地方事務所等										
	総務課	業務課	法人税務課	京都東	京都西	京都市南	相楽	山城中部	乙訓	中部	中丹	丹後	申告車関係 センター	
京都府	4	10	20	16	16	17	3	14	5	5	10	4	10	134
木津川市		2					3							5
笠置町							1							1
和束町							1							1
精華町							2							2
南山城村							1							1
宇治市	1	1						12						14
城陽市		1						4						5
八幡市		1						6						7
京田辺市		1						4						5
久御山町			1					2						3
井手町								1						1
宇治田原町								1						1
向日市		1	1						2					4
長岡京市	1								4					5
大山崎町									2					2
亀岡市		1								9				10
南丹市		1								3				4
京丹波町										3				3
福知山市		1									5			6
舞鶴市		1									3			4
綾部市		1									2			3
宮津市		1										1		2
京丹後市	1											3		4
伊根町												1		1
与謝野町												2		2
計	7	23	22	16	16	17	11	44	13	20	20	11	10	230

※総務課に事務局長、事務局次長を含む。

## (2) 常勤職員の年齢構成（令和4年度）

（単位：人）

区 分	30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上	計
職員数（構成比）	24（7%）	58（25%）	34（13%）	114（55%）	230（100%）
対前年度増減	7（41%）	2（4%）	4（13%）	▲13（▲10%）	0（0%）

※年齢は年度末時点の年齢

## 2 給与等の状況

## (1) 一般職職員の給与等の状況

機構職員の給料及び手当については、京都地方税機構職員の給与に関する条例（平成21年京都地方税機構条例第14号）において、職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）及び職員の退職手当に関する条例（昭和31年京都府条例第30号）の例によることとしているが、派遣職員については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の25第3項の規定に基づく各構成団体との協議により、派遣元である各構成団体の規定を適用することとしている。

なお、派遣職員の人件費（退職手当を除く）については、地方自治法第252条の17第2項の規定により当広域連合が負担することとされている。

人件費の負担状況

年 度	負担額	対象職員数等
令和3年度	1,818,771,759 円	派遣職員 234人 ※常勤職員230人、短時間勤務再任用職員4人

## (2) 特別職の報酬等の状況

区 分		報酬等の額	
報 酬	広域連合長	年額 50,000 円	※ただし、京都地方税機構広域連合長等の報酬の特例に関する条例（平成21年京都地方税機構条例第16号）により、当分の間支給しないこととしている。
	副広域連合長	年額 30,000 円	
議 会	議 長	年額 30,000 円	
	副議長	年額 25,000 円	
	議 員	年額 20,000 円	

区 分		報酬等の額	
報 酬	選挙管理委員会委員	日額	6,000 円
	監査委員	議会選任委員	年額 10,000 円
		識見選任委員	年額 40,000 円

### 3 勤務時間その他の勤務条件の状況

機構職員の勤務時間、休日、休暇、部分休業及び休業については、京都地方税機構職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成21年京都地方税機構条例第11号）において、職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）及び職員の育児休業等に関する条例（平成4年京都府条例第4号）の例によることとしているが、派遣職員の休暇、部分休業及び休業については、地方自治法施行令第174条の25第3項の規定に基づく各構成団体との協議により、各構成団体の規定を適用することとしている。

#### (1) 勤務時間等の状況

勤務時間	1週間の勤務時間	1日の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
	38時間45分	7時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後0時～ 午後1時
週休日	勤務時間を割り振らない日（日曜日及び土曜日）				
休日	国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び 京都地方税機構の休日を定める条例（平成21年京都地方税機構条例第1号）第2条第1項第3号の規定による12月29日から1月3日までの日				

#### (2) 年次休暇の取得状況

年 度	対象職員数	総取得日数	平均取得日数	備 考
令和3年度	234人	3626.2日	15.5日	

### 4 分限及び懲戒処分の状況

#### (1) 分限処分件数

令和3年度 0件

#### (2) 懲戒処分件数

令和3年度 0件

## 5 サービスの状況

### (1) 綱紀保持の取組状況

綱紀保持については、各構成団体においても繰り返しその徹底が図られてきているが、機構においても、全職員が常に公務員及び徴税吏員としての自覚を持ち、地方公務員法等の各種関係法令等を遵守するよう周知徹底を図っている。

### (2) 営利企業等への従事許可状況

営利企業への従事許可件数は次のとおり（令和2年国勢調査指導員及び国勢調査員は除く）。

令和3年度 0件

## 6 研修及び勤務成績の評定の状況

派遣職員の勤務能率の発揮及び増進を図るため、機構における研修実施の他、派遣職員の派遣元である各構成団体における研修についても受研機会を確保する措置を講じるとともに、派遣職員の能力・資質や執務状況を総合的に把握し、適材適所の人員配置等に努めることとしている。

研修実施状況

年度	区分	内容（受研人員）
令和3年度	一般	メンタルヘルス研修（39人）
	業務基礎	新規派遣職員研修（51人）
	徴収	フォローアップ研修（40人）
		スキルアップ研修（30人）
	法人	法人関係税担当者実務研修（17人）
		法人市町村民税担当者実務研修（延19人）
	管理監督者	管理監督者メンタルヘルス研修（26人）
		管理監督者マネジメント研修（17人）
	その他	各事務所内研修（各事務所の実情に応じた内容、手法）

## 7 福祉及び利益の保護の状況

### (1) 保健衛生

派遣職員の保健衛生については、地方自治法施行令第174条の25第3項の規定に基づく各構成団体との協議により、各構成団体の関係規定を適用し、派遣元である各構成団体が実施することとしており、各構成団体が実施する健康診断等について、受診機会を

確保する措置を講じている。

**(2) 共済制度**

機構職員の加入共済組合については、地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第7条第2号の規定による協議により地方職員共済組合となっているが、派遣職員の加入共済組合については、地方自治法施行令第174条の25第3項の規定に基づく各構成団体との協議により、派遣元である各構成団体の加入共済組合とすることとしている。

**(3) 公務災害**

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定による公務上の災害又は通勤による災害の認定件数  
令和3年度 2件

**第3 公平委員会業務の状況**

公平委員会業務については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定により、同法第8条第2項に掲げる事務を京都府人事委員会に委託している。

**1 勤務条件に関する措置の要求の状況**

令和3年度 0件

**2 不利益処分に関する不服申立ての状況**

令和3年度 0件